

# 定 款

日本基礎技術株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社は日本基礎技術株式会社と称す。

英文では JAPAN FOUNDATION ENGINEERING CO., LTD. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) グラウチング工事
- (2) ボーリング調査及び物理探査
- (3) 応用地質調査
- (4) 土質調査及び試験
- (5) 測量及び設計
- (6) 吹付工事
- (7) さく井工事
- (8) 水道施設工事
- (9) ほ装工事
- (10) しゅんせつ工事
- (11) 造園工事
- (12) 土木工事の施工及び管理
- (13) 廃棄物処理施設及びこれに準じる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (14) 農林水産物の生産、販売に関する施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (15) エネルギー供給施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
- (16) 前各号に関連する工事に係わる機材の製造、売買及びその斡旋
- (17) 不動産の賃貸業務
- (18) 労働者派遣事業
- (19) 前各号に関連する業務

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は本店を大阪市に置く。

### 第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### **第5条 (公告方法)**

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## **第2章 株 式**

#### **第6条 (発行可能株式総数)**

当会社の発行可能株式総数は、86,853,100株とする。

#### **第7条 (自己の株式の取得)**

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### **第8条 (単元株式数)**

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### **第9条 (株式取扱規則)**

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### **第10条 (株主名簿管理人)**

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## **第3章 株 主 総 会**

#### **第11条 (招 集)**

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

#### **第12条 (定時株主総会の基準日)**

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### **第13条 (招集権者及び議長)**

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### **第14条 (電子提供措置等)**

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### **附則 (電子提供措置等に関する経過措置)**

現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### **第15条 (決議の方法)**

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### **第16条 (議決権の代理行使)**

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## **第4章 取締役及び取締役会**

#### **第17条 (員 数)**

当会社の取締役は、9名以内とする。

#### **第18条 (選任の方法)**

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

#### **第19条 (解任の方法)**

取締役は、株主総会において解任する。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### **第20条 (任期)**

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### **第21条 (代表取締役)**

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、各自会社を代表する。

#### **第22条 (役付取締役)**

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副会長及び取締役統括工事監各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### **第23条 (取締役会の招集権者及び議長)**

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### **第24条 (取締役会の招集)**

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。

前項の招集手続は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは省略することができる。

#### **第25条 (取締役会の決議の省略)**

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### **第26条 (取締役会規則)**

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### **第27条 (報酬等)**

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

## **第28条 (取締役の責任免除)**

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# **第5章 監査役及び監査役会**

## **第29条 (員 数)**

当会社の監査役は、4名以内とする。

## **第30条 (選任の方法)**

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## **第31条 (任期)**

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## **第32条 (常勤の監査役及び常任監査役)**

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって別に常任監査役を定めることができる。

## **第33条 (監査役会の招集)**

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。

前項の招集手続は、監査役の全員の同意があるときは省略することができる。

## **第34条 (監査役会規則)**

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## **第35条 (報酬等)**

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## **第36条 (監査役の責任免除)**

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって

免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

### **第37条 (事業年度)**

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### **第38条 (剰余金の配当の基準日)**

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### **第39条 (中間配当)**

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### **第40条 (配当金の除斥期間)**

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(令和4年6月29日改定)